

学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある「人間として絶対に許されない」行為である。このことを全教職員が強く認識し、学校全体で迅速かつ組織的に対応する。また、いじめはどこでも起こり得るという事実を踏まえ、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、児童をいじめに向かわせない未然防止、いじめの兆候を見逃さない早期発見、いじめを深刻化させない早期対応に努める。

2 学校内組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を迅速かつ確実にを行うために設置する。

(2) 組織

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、SC、SSW

※必要に応じて、学級担任、専科担任、特別支援コーディネーター等の関係者を招集する。

(3) 対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等に関することについての報告、相談、啓発を行う。
- ・いじめに対する対応策を練り、迅速に対処する。

3 学校での取り組み

(1) 未然防止

○日常より「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけをする。

●協働学習の導入による学級づくり

- ①児童が学級づくりに参加し、「いじめ」が起こらない学級をつくっていかうとする意識づくりと、学級の問題は自分たちで解決していくという意識を高める。
- ②「道徳の時間」や「学級活動」「元気キッズ」の時間を大事にし、児童同士による話し合いや実践の場を通して、集団を改善する手続きや一人一人の友達をよく知り、よいところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。
- ③「協同学習」を授業改善の視点として取り入れ、人的関係の中で個人の責任や社会的スキル等を身に付けながら、相互協力関係・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。

<特別な取組> 年間を通した「元気キッズ」による縦割班活動
全学級でのいじめについての話し合い活動

●人権教育

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて育成する。

また、いじめ等他の人を傷つけるような問題が起きた時には他の人の人権を尊重する観点から看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。

●体験活動

学習に「体験活動」を積極的に取り入れ、様々な体験を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。また、緑のカーテンを中心にし、様々な自然体験や社会奉仕体験等を教育課程に適切に位置付け、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

●情報モラル教育

学校公開で携帯電話やスマートフォン、パソコン等の利用に関する学習を設定し、いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、携帯電話等を買う際の保護者の責任について啓発を図る。

<特別な取組>

5年生：携帯電話やスマートフォン、パソコン等の利用に関する学習を、学校公開中のセーフティ教室で行う。

●スクールカウンセラーの活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め相談できる場として、スクールカウンセラーの活用を推進する。（日常より児童との相談・観察の推進を行う。保護者へはスクールカウンセラーと相談できる時間などを学校便り等で周知する。）

<特別な取組> 5年生：全員面接を実施し、カウンセリングを受けやすい環境づくりを行う。

●保幼小中連携「学びのエリア」

保・幼・中と連携を取り、情報を共有することで、いじめの原因ともなり得る小1プロブレム、中1ギャップなどの原因を少なくするようにする。

<特別な取組> 1年生：幼稚園児・保育園児との直接交流をする。
6年生：赤塚三中との授業体験を行う。

●「保護者の責務」の徹底

保護者会等において、保護者には子の教育について第一義的な責務を有することを啓発する。

(2) 早期発見

○ 日常の綿密な児童観察及び定期的なアンケート調査を行う。

○ 教職員間の定期的な情報交換の場である「生活指導夕会」を設定する。

○ 相談箱等を設置する。

○ 保護者及び地域からの声の収集を行う。

●いじめの実態把握調査（ふれあい月間）

ふれあい月間に合わせて、6月、11月、2月にアンケート方式による調査を実施する。

●教職員の定期的な情報交換「生活指導夕会」

金曜日の4時半に生活指導夕会を設け、いじめの情報があれば全員で情報の共有化を図る。

●相談窓口

児童・保護者には、担任・関係の教師、保健室・校長室と、様々な窓口があることを周知する。相談箱を校長室（職員室前）に設置する。

地域からの情報収集も大切にし、電話・会話等で情報を収集できるようにする。特にスクールガード、見守り隊、学童、あいキッズから話を聞けるよう話しやすい雰囲気をつくる。

(3) 早期対応

○ 重大事態であるかの判断をする。
○ いじめ対策委員会で方針を話し合う。
○ 早期に事実確認をする。
○ 児童との対話を行う。(被害者、加害者、周りの児童など)
○ 学級の立て直しの方策を検討する。

- いじめ防止対策委員会で「重大事態かどうか」「対応の方針(事実確認、対応、改善)」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。
 - ① 重大事態かどうかの判断
 - ② 幅広い事実確認
 - ③ いじめが発生した学級の児童全員からの情報収集(状況・不満・不安・今後・意見)(相談時間づくりとして、専科等による補教体制)
 - ④ 被害者児童への対応及び支援
 - ・ 関係児童全員からの速やかな事実確認
 - * 「いつから、何を(どのようなことを)、誰に、どの程度」の確認をし、詳細な記録をとる。周囲の児童と関係教職員から事実確認を行う。
 - * 「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行う。
 - * 「いじめられる側は悪くない」という共通認識、学級において担任が被害者側の味方であることの明言、スクールカウンセラーとの連携による安心できる場の確保を行う。
 - ・ 被害・加害者両方の児童の保護者への速やかな連絡と話し合いをする場の設定をする。
 - * 事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者(同士を含む)との話し合いの場の設定をする。
 - ・ スクールカウンセラーが被害者の児童にカウンセリングを行う。
 - ・ 複数教員で対応する。(直接授業に入る、給食時間中、清掃時、休憩時等の協働指導)
 - * 声を掛け、話ができる、聞いてあげる雰囲気をつくる。
 - ⑤ 加害者児童への対応及び措置
 - ・ 速やかな事実確認と保護者への連絡
 - * 加害者児童への厳重な指導、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場を設定する。
 - ・ いじめが止まない場合の取り出し指導の場と学校体制の確立
 - * 加害者児童を被害者児童から遠ざける体制の確立、保護者の了解を得て、取り出し(別室)指導の場の確保と取り出した際の指導体制の確立をする。
 - ・ 謝罪の場の設定とその後の様子の観察
 - * 被害者児童が納得する話となるような謝罪の場の設定、事前の加害者児童の保護者への謝罪内容等の確認、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談をする。
 - ⑥ 学級の立て直しとして、ルールの再編と徹底、暖かい言葉掛け、楽しい時間作りを行う。また、校長をはじめ学校の全ての教職員(含むスクールカウンセラー)といつでも相談して良いことを伝える。
 - (専科の時間の支援、また、専科教員の学級への支援)

(4) 校内相談体制

○ いじめ防止対策委員会の設置と活用。
○ スクールカウンセラーの活用。

- 管理職への確実な報告体制及びスクールカウンセラーとの情報共有の場の設定
「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」という学校体制とシステムの構築、スクールカウンセラーとの情報共有の場と時間の設定をする。
- 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方の確認
聞き取った事実の共通理解、ケース毎の具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声掛けをする。

(5) 校内研修

○ 学校いじめ防止対策基本方針
○ 生活指導夕会での情報を共有する。
○ 教職員の意識改革を行う。

- 職員会議
 - ・ 年度当初に、学校いじめ防止対策基本方針の周知を行う。
- 生活指導夕会
 - ・ いじめ対策に関わる情報の共有を行う。
 - ・ いじめの事例の周知を行う。
- 教職員の意識改革
 - ・ 「赤塚小のきまり」をもとにした生活指導の共通理解、共通行動を行う。
 - ・ SCを交えたケース会議、情報交換会を行う。
 - ・ 情報モラル等に関する研修を行う。

(6) いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動	教職員の動き	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式 ・ 対面式 ・ 1年生を迎える会 ・ 平日学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針確認 ・ 相談室、SC紹介 ・ 特別支援研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会 ・ iCS委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦割り班活動 ・ SC面談（5学年） ・ 体力テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員自己申告 ・ 学びのエリア研修 ・ 児童理解の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい月間 ・ 土曜授業プラン（道徳授業地区公開講座・引き渡し訓練） ・ SC面談（5学年） ・ 日光移動教室（6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修「いじめの未然防止、初期対応」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート① ・ 道徳授業地区公開講座 ・ 学校防災連絡会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉淵移動教室（5年） ・ 土曜授業プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修「サービス事故防止」 ・ 校内研修「体罰防止」 ・ 校内研修「SOSの出し方・自殺防止」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談 ・ iCS委員会

8月			
9月		・校内研修「不登校の防止や対応」 ・教員自己評価	・iCS委員会
10月	・赤塚スマイルスポーツデー ・平日学校公開（いじめ防止の授業）	・学びのエリア研修 ・校内研修「学級活動」	
11月	・ふれあい月間 ・音楽会		・いじめアンケート② ・iCS委員会
12月		・校内研修「服務事故防止」	・個人面談
1月	・書き初め展 ・土曜授業プラン（セーフティ教室、薬物乱用防止教室）		・iCS委員会
2月	・ふれあい月間	・教員自己評価	・いじめアンケート③
3月	・平日学校公開（いたばし学級活動の日） ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式	・基本方針改善 ・児童理解の会	・保護者会 ・PTA総会
通年	・体験活動 ・縦割り班活動 ・あいさつ運動 ・土曜授業プラン ・学校公開	・学校対策委員会 ・健康観察 ・SC相談 ・生活指導夕会	

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら、速やかに対応する

※感染症の状況に伴い、年間計画の変更の可能性がある。

（7）保護者との連携・啓発

- ・いじめに対する学校の取り組みを周知し、家庭教育の充実等の協力を要請する。（学校便り、ホームページ、ふれあい月間の保護者への手紙、保護者会）
- ・いじめを含めた問題行動について保護者に伝える。（電話、家庭訪問、個人面談等）
- ・スクールカウンセラーによる保護者相談に繋げる。（SC便り等）
- ・全校児童・保護者対象のいじめに関するアンケートを実施する。（ふれあい月間）
- ・いじめに関する相談機関を紹介する（相談先案内、相談先カードの配布等）
- ・インターネットやソーシャルメディア等を通じて行われるいじめについての研修会への参加を呼び掛ける。（セーフティ教室）

(8) 地域住民、関係機関との連携

- ・地域住民、関係機関と連携した対応を行う。(いじめが深刻な場合、必要に応じて警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、民生委員、児童委員等の関係機関、及び教育委員会と連携し、学校サポートチームを招集し、対応する。)

4 いじめによる重大事態等への対応

- ・重大事態に対する認識を全教職員で共有する。(児童の生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等)
- ・区教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ・学校いじめ防止対策委員会を中心として対応策を検討し、校長判断の下で実施する。
 - * 被害児童への複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底を行う。
 - * 被害児童やその保護者へのＳＣ等を活用したケアを行う。
 - * 被害児童への緊急避難措置を検討し、実施する。
 - * 加害児童への懲戒や出席停止を検討する。
 - * 警察への相談・通報や児童相談所・子ども家庭支援センター等と連携する。
 - * いじめ対策緊急保護者会を開催する。
 - * マスコミへの組織的対応を行う。
- ・重大事態を明確にするための調査を実施する。
 - * 学校独自の調査委員会を設置する。(学校いじめ対策委員会を母体として、PTA役員、ICS委員等を加え、調査委員会を設置する。)
 - * 事態が著しく重篤で、法第28条に基づく「重大事態調査委員会(仮称)」が区教育委員会を母体として設置された場合には、事実を明確にするための調査に協力する。(弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者による組織)
- ・調査方法
 - * 学校独自の調査委員会を設置した場合は、その決定に従って役割を分担し、公正かつ迅速に調査を実施し、結果を集約する。
(被害児童、加害児童、関係児童への個別の聞き取り。関係する保護者への個別の聞き取り。全教職員への聞き取り。全校児童、該当学年児童へのアンケート)
 - * 「重大事態調査委員会(仮称)」が設置された場合には、その決定に従って公正に調査を実施し、結果を集約する。
- ・調査結果の報告
 - * 区教育委員会に調査結果を報告する。
 - * 保護者、地域に調査結果を報告する。(いじめ対策緊急保護者会、ホームページ、学校便り)